

令和 2 年第 3 回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市

目 次

	頁
報告第 13 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	3

令和2年第3回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

令和2年7月27日
堺市長 永藤英機

報告第 13 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
35	2.6.1	47,800	堺市西区*** *****	*****	令和2年3月25日(水) 午後1時30分ごろ、堺市西 区*****におい て、粗大ごみ収集の際、塵 芥車回転板を作動させた ところ、ごみの破片が飛散し、 外壁を損傷させたもの。

(開発調整部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
39	2.7.1	176,778	堺市中区*** ***	*****	令和2年3月26日(木) 午前11時50分ごろ、堺市 南区鴨谷台1丁49-1にお いて、宅地安全課の職員が 本市車両を後退させた際、 駐車している相手方車両に 接触し、損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
37	2.6.15	164,063	寝屋川市*** *****	*****	令和元年10月24日(木) 午後5時10分ごろ、堺市 堺区熊野町東3丁1-1地 先において、相手方車両が 市道大小路線沿いの店舗 に進入しようとしたとこ ろ、折損していた車止めに 乗り上げ、エンジン等を損 傷したもの。

38	2.6.26	424,736	堺市中区*** *****	*****	令和元年12月11日(水) 午後6時ごろ、堺市中区土 塔町1991地先において、 相手方が市道土塔1号線を 歩行中、舗装の轍につまず き転倒し、負傷したもの。
41	2.7.1	33,000	堺市美原区** ****	*****	令和2年5月14日(水) 午前11時45分ごろ、堺市 美原区阿弥374番地におい て、北部地域整備事務所の 職員が本市車両の方向転 換を行う際、車止めポール に接触し、損傷させたも の。
36	2.6.5	544,038	堺市中区*** ***	*****	相手方家屋に隣接した 里道から生えていた雑木 の枝葉が相手方家屋の外 壁や外構部のネットフェ ンスなどを圧迫したため、 外壁が変色し、ネットフェ ンスや基礎部分のコンク リートブロックが破損し たもの。

(南保健総合福祉センター)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
40	2.7.1	378,400	堺市南区若松台 2丁1番4-107	特定非営利 活動法人 栄友社 理事 長 松岡 滋	令和元年9月11日(水) 午後1時40分ごろ、堺市 南区若松台2丁1番4-107 において、南区地域福祉課 の職員が本市車両を駐車 させる際、車庫側壁および 車庫シャッターに接触し、 損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
42	2.7.9	訴えの提起について	堺市堺区***** ***堺市営*****団 地*****の住宅 明渡し並びに住宅使用 料 268,745 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***堺市営***** **団地***** *	*****
43	2.7.9	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営** *住宅*****の住 宅の明渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***住宅* *****	亡*****の 相 続 人
44	2.7.9	訴えの提起について	堺市堺区***** ***堺市営***** *住宅*****の住 宅の明渡し並びに住宅 使用料 566,172 円及び 住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営*****住 宅*****	亡*****の 相 続 人

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****団地*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 268,745 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****団地*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 268,745 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年1月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****住宅*****の入居名義人である*****は、令和元年12月14日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 566,172 円及び名義人死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****住宅*****の入居名義人である*****は、令和2年2月25日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 金 566,172 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
45	2.7.9	訴えの提起に ついて	堺市北区***** *****堺市営* **住宅*****の 住宅の明渡し及び住宅 使用料相当損害金	堺市北区***** ***** 堺市営***住宅* ****	亡*****の 相 続 人

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市北区*****堺市営** **住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年7月1日から明渡し済みに至るまでの 住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市北区*****堺市営** **住宅*****の入居名義人である*****は、 令和2年3月22日に死亡し、入居承認は当然に終 了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現 在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、 住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの 提起を行うもの。</p>

**令和2年第3回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

令和2年7月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号

1-B2-20-0107

